○外務省告示第二百十九号

平成三十年六月十三日にマニラで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成三十年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億三千八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　羽田浩二在フィリピン大使
フィリピン側　アラン・ピーター・カエタノ外務大臣

○農林水産省告示第千四百十五号

平成二十年六月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における平成三十年八月一日から平成三十一年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、四百八・七三トンとする。

二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における平成三十年八月一日から平成三十一年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、二千二百七十九トンとする。

○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区千木良字坂沢一四一二、一四一三、字北久保一五八三、一五八九の一、字砥石山一六二四の一から一六二四の三まで、一六二五の一から一六二五の一八まで、一六二五の二三、字境山一六三六の一、一六三六の二、一六三九の一から一六三九の三まで、緑区小原字坪坂二五七、二六〇の一から二六〇の三まで、字西入二九二の一（次の図に示す部分に限る。）、二七三の一、二七五の四、二七五の七、二八七の一、二九四、二九五の一、字栗原三三五、三三七、緑区与瀬字横貝一四五三の口の一、一四五三の口の二、字貝沢一四六〇の一、一四六〇の二、一四六二の一、字与領一四八九の一から一四八九の四まで、一四九〇の一、一四九六の一、一四九七のイ、一四九七の口、一四九七の八、一四九八のイ、一四九九、一五〇〇のイ、一五〇〇の口、一五〇一、一五〇二のイ、一五〇二の口、字桑久保一五三九のイ、一五三九の口、一五四〇、字大久保一五四九、一五五〇、一五五一のイの一、一五五一のイの二、一五五一の口

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区若柳字下原二三六から二三八まで・二三九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　埼玉県飯能市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯能市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県坂出市川津町字折居一五一三の一、字波指一七六六の一（次の図に示す部分に限る。）、一七六七の一九、字北峯一七八二の二・一七八三の二・一七八四の三二（以上三筆国有林）、一七八二の一、一七八三の一、一七八四の一、一七八四の一五、一七八四の一六、一七八四の三五、一七八四の三六、字郷師山一九六三の三〇（国有林）、一九六三の一、一九六三の二五、一九六三の二六、一九六三の二九、一九六五の一、府中町字鷲ノ山甲一七一五の三四、甲一七一五の三六、甲一七一五の三七、甲一七一五の四一、甲一七一五の四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字折居一五一三の一、字波指一七六六の一、一七六七の一九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び坂出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健